

# スタートアップ・ベンチャー企業のオフィスの賃料と整備を 支援する補助金の受付を開始しました －中百舌鳥イノベーション創出拠点－

堺市では、イノベーション創出拠点と位置づけている中百舌鳥エリアにおいて、スタートアップ・ベンチャー企業のオフィス賃料とオフィス整備等（リノベーション・新築）に対する費用を補助する「令和6年度堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金」の受付を開始しました。

中百舌鳥エリアでは、ビジネスを支援するさかい新事業創造センター（S-Cube）や交流・共創拠点 Community room cha-shitsu（茶室）を中核として、アクセラレーションプログラムや実証推進事業など様々な取組を通じて、社会課題解決や新たな価値の創出に挑戦するスタートアップ・ベンチャーや起業家、中小企業の支援に取り組んでいます。

同補助金は、中百舌鳥エリアに立地するスタートアップ・ベンチャー等のオフィス賃料に対し最大500万円、スタートアップ・ベンチャー等向けのオフィスを整備（リノベーション・新築）する者に対し最大1,000万円補助するものです。

## 1 事業概要

### (1) 補助名称

令和6年度中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金  
（旧・中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金）

### (2) 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

### (3) 補助対象エリア

南海高野線「中百舌鳥」駅から半径1km程度の範囲内



※太い線で囲まれた区域

#### (4) 補助メニュー

##### 【中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金（賃料補助制度）】

###### 対象者

事業所等を新たに開設し、外部からの資金調達又は雇用があるもののうち、①または②を満たすもの

###### ①以下に該当する企業等

- ア ICT 関連企業
- イ 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業、個人
- ウ 法人設立後 10 年以内であり、3 期前から売上高が 1,000 万円を超えているスタートアップ企業
- エ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

###### ②堺市及び S-Cube 等が実施する支援プログラムに参加する法人、個人

###### 補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
事業所等賃借料	補助対象経費×30%	500 万円	36 か月間

※30 歳未満の個人、30 歳未満の方が代表を務める企業は、補助率を「補助対象経費×50%」とします。

##### 【中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金（フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備）】

###### 対象者

- ①対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が 50 平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者
- ②対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が 50 平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得（※）により整備する者
- ③対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、2 区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者
- ④対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が 50 平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得（※）により整備する者

※新設、増設、建替え又は購入により調達することをいいます。

###### 補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
整備費、事業所等賃借料、建物取得に係る経費等	補助対象経費×30%	1,000 万円	36 か月間

※詳細については、別添資料または以下のホームページをご覧ください。

中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金（賃料補助制度）

[https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/gyomu/nakamozu\\_subsidy.html](https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/gyomu/nakamozu_subsidy.html)



中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金（フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備）

[https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/gyomu/nakamozu\\_flexible\\_small.html](https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/gyomu/nakamozu_flexible_small.html)



## 2 中百舌鳥エリアにおけるオフィス情報の提供

同補助金の関連施策として、中百舌鳥エリアにオフィスの開設を希望している方とオフィス情報を探している方に対して、同地域のオフィス情報を持つ宅地建物取引業者との連携を促進しています。

同地域でオフィスの開設を希望されている方及びご協力いただける宅地建物取引業者には、以下のホームページから情報をご登録ください。

[https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/nakamozu\\_office.html](https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/nakamozu_office.html)



（参考）中百舌鳥イノベーション創出拠点について

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/nakamozu-innovation/index.html>



問 い 合 わ せ 先	担 当 課：産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当 電 話：072-228-7629 ファックス：072-228-8816
----------------------------	---

# 令和6年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (賃料補助制度)



堺市では、中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等の定着を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、本市の指定する地域に立地するオフィスビル等へのICT関連企業やスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等が事業所等の開設を行う場合、対象経費の一部を補助します。

## 1 対象者

事業所等を新たに賃借し、外部からの資金調達又は雇用があるもののうち、(1)または(2)を満たすもの

(1)堺市及び S-Cube 等が実施する下記事業に参加する法人、個人

- ・アクセラレーションプログラム「(仮) INNOVATORS BOOTCAMP in SAKAI」
- ・U30 起業家輩出プログラム SIP      ・起業家育成キャンパス
- ・スタートアップ実証推進事業「トライアルラウンドテーブル」
- ・社会的インパクト創出につながるアクセラレーション事業
- ・堺市または S-Cube が主催、共催、後援名義をする創業ビジネスコンテスト（ファイナリスト以上の成績）

(2)事業所等を開設する企業等のうち、当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業等

- ① ICT 関連企業
- ② 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業、個人
- ③ 法人設立後 10 年以内であり、3 期前から売上高が 1,000 万円を超えているスタートアップ企業
- ④ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

なお、以下(a)(b)の補助金を受けた事業所等が当該地域へ移転する場合は、拡張（事業所等の床面積の増加かつ常時勤務する従業者数の増加）を伴うものを対象とします。

(a)堺市都心地域産業拠点強化補助金    (b)堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金

## (c)堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

### 2 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

### 3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曽根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以東の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域  
(詳細はお問合せください。)

### 4 補助対象経費・補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金、消費税等を除く。）	補助対象経費×30%	500万円	事業所等開設から起算して36月間

※30歳未満の個人、30歳未満の方が代表を務める企業は、「補助対象経費×50%」とします。

※上記に関わらず、以下の補助金のいずれかを受けた者の補助率は「補助対象経費×30%」で、複数回受けた者は対象外とします。

- 堺市都心地域産業拠点強化補助金（都心地域業務系機能集積促進事業補助金）
- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金（泉北ニュータウン事業所集積促進事業補助金）
- 堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

## 5 補助金資格認定申請必要書類

認定申請期日	添付書類
貸借借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内	(ア) 補助資格認定申請書（様式第 1 号） (イ) 資格確認依頼書（様式第 2 号） (ウ) 計画概要書（様式第 3 号） (エ) 賃貸借契約書の写し (オ) 定款の写し (カ) 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し (キ) 過去 2 年分（1(2)イ③に該当する者は過去 3 年分）の決算報告書 又はこれに類する書類の写し（設立 2 期末満の者は経過年分） (ク) 資金調達、または雇用を確認する書類 (ケ) （個人の場合）開業・廃業等届出書の写し (コ) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 7 階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: itosoku@city.sakai.lg.jp

# 令和6年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備)



堺市では、中百舌鳥駅周辺区域のうち、本市の指定する地域に、スタートアップ企業等のビジネス活動のためのフレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース、モバイルワークオフィススペース及びサービスオフィススペース等の一時使用賃借またはサービス利用の形態のオフィス）やスモールオフィス(床面積が50㎡未満のオフィスで個別空調が整備されたもの)の開設を支援します。中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、対象経費の一部を補助いたします。

## 1 対象者

- (1) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者
- (2) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者
- (3) 対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者
- (4) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者

※ **取得**とは、新設、増設、建替え又は購入により調達することをいいます。

## 2 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

## 3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曾根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以东の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域  
(詳細はお問合せください。)

## 4 事業の継続義務

補助金の交付を受けた後、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスでの事業を開始した日から10年を経過する日まで、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスの用に供する床面積を維持していただく必要があります。

(継続義務期間内にフレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスを廃止し、又は別の用途で使用する目的で改築などを行い、明らかに補助対象部分の床面積が縮小していると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。また、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求める場合があります。)

## 5 補助対象経費・補助内容等

### ・1 (1) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金等を除く。）	補助対象経費×30%	1,000万円	事業開始の時から起算して36月間
新たに開設するフレキシブルオフィスに必要な建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%		開設時1回限り

### ・1 (2) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
フレキシブルオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

### ・1 (3) に該当する方（賃貸オフィス等の建物を賃借し、5区画以上のスモールオフィスに整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

### ・1 (4) に該当する方（スモールオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税は除く。

6 補助金資格認定申請必要書類

区分	認定申請期日	添付書類
1 (1) 又は 1 (3) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを賃 借により整備する 者）	賃貸借契約を締 結した日の翌日 から起算して6 0日以内	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 賃貸借契約書の写し (6) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (7) 建物の平面図及び配置図 (8) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (9) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (10) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2 期末満の者は経過年分） (11) その他市長が必要と認める書類
1 (2) 又は 1 (4) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを取 得により整備する 者）	建築基準法 （昭和25年 法律第201 号）第6条第 1項に規定する 建築確認済証 の交付の日、又 は当該建築の取 得に係る契約締 結日	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (6) 建物の平面図及び配置図 (7) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (8) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (9) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2期 未満の者は経過年分） (10) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: itosoku@city.sakai.lg.jp